

第 1095 回 高知市教育委員会 5 月定例会 議事録

1 開催日 平成 24 年 5 月 31 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 13 号 平成 25 年度高知商業高等学校入学定員及び志願者の選抜について

日程第 3 市教委第 14 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 15 号 高知市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 16 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について

日程第 6 市教委第 17 号 高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第 7 市教委第 18 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

4 報告

・教育長専決処分の報告

第 433 回市議会臨時会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	学校教育課長	土 居 英 一
	生涯学習課長	渡 邊 武
	スポーツ振興課長	和 田 義 直
	民権・文化財課長	上 田 齊
	教育政策課課長補佐	近 森 象 太
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

1 平成 24 年 5 月 31 日（木） 午後 1 時 00 分～午後 1 時 40 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 1 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1095 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名です。署名委員は、松原教育長お願いいたします。

松原教育長

はい。

門田委員長

それでは議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 13 号「平成 25 年度高知商業高等学校入学定員及び志願者の選抜について」、事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長

お手元に 5 月定例教育委員会資料をお配りしています。平成 25 年度の公立高等学校入学者選抜制度に関わりまして、3 点のご審議をいただきます。

1 点目が高知商業高等学校の入学定員について。2 点目スポーツマネジメント科の実技審査の実施について。3 点目が、他の都道府県からの入学志願における身元引受人制度の導入の 3 点についてのご審議をお願いいたします。

1 点目でございますが、お手元の資料 1 ページと議案書の 3 ページを合わせてご覧ください。先程お配りしました資料 1 ページを見ていただきますと、平成 25 年度の県下の中学卒業予定者数は、国・公・私立を合わせて、6,776 人で、前年度比 286 名の減少となっております。

本市の中学校卒業予定者が、2,088 人、前年度比で 40 名の減少が見込まれております。25 年度以降の傾向を見ましても、中学の卒業生数は減少している、そういう傾向にございますが、26 年度に県は入試制度の変更を検討しており、25 年度の定員については変更しないという方針であるとお聞きしております。

こういった状況を受けまして、資料の 2 ページをご覧ください。高知商業高校の全日制の課程におきましても、ここ数年の前期選抜におきましては、300 人を超える受験者数となっております。資料の中で枠囲みしている数字でございます。

こういった受験者数から見まして、平成 25 年度の入学定員につきましては、現状の 280 名を維持したいと考えております。全日制の課程につきましては、新学科の設置によりこれまで 3 学科から 4 学科となりますが、科ごとの定員につきましては、議案書の 3 ページにございますように、総合マネジメント科を 4 クラス 140 名、社会マネジメント科 2 クラス 70 名、情報マネジメント科 1 クラス 35 名、スポーツマネジメント科 1 クラス 35 名を計画いたします。

なお、特進コースを総合マネジメント科に設けますが、これは、入学の段階での希望者数により決定することといたします。25 年度の高知商業のそれぞれの定員数につきましては、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

また、定時制の課程につきましては、これまでと変更なく 1 学年 40 名としたいと考えております。

次に、前期選抜における募集割合についてでございますが、平成 18 年度より、現行の前期、後期、再募集

の3段階の入試制度となっております。

前期選抜の募集割合につきましては、定員の80%を上限に各校において決定されております。

資料3ページをご覧ください。こちらは平成24年度、昨年の各公立高等学校の入学定員を表した表ですが、商業をはじめ多くの学校が、80%の定員で前期の募集を行っております。ですが、特色のある学科、この表の中では、追手前高校と南高校の国際学科、丸の内高校の音楽科の3校2学科におきましては、特色のある学科ということで、志願者が後期試験においても変更が起りづらいということで100%の募集が認められております。

25年度に新設します商業高校のスポーツマネジメント科につきましても、全国的にも数少ない商業高校におけるスポーツに関する学科であり、本校においてクラブ活動を継続することを望む中学生の志願が想定されることから、先程言いました4学科の中でスポーツマネジメント科につきましては、前期選抜の募集割合を100%といたします。

次に2点目でございますが、スポーツマネジメント科における実技審査の実施について説明いたします。運動部の活性化、スポーツを通じた人材育成を図るという目的から、学力審査に加え、実技審査を課するものといたします。

内容につきましては、学校が指定する競技種目から1種目を選択し、技能、技術を見ることとしております。

なお、要項につきましては、県立高校と合わせて作成しますので、現在どの様な形でということは今お示ししておりません。

最後に議案の3になりますが、他の都道府県からの入学志願についてご説明させていただきます。

他県からの入学につきましては、一家が転住したり、親の転勤、特別な事情などやむを得ない理由がある場合、予め教育委員会に出願の承認を得ることとなっております。

これまで、保護者とともに本県に在住することを原則としてまいりましたが、今回、保護者が転居した場合でも、県内に居住している確かな身元引受人がいる場合、出願を認める身元引受人制度を導入するものです。

現在、高知県においては、特色ある学科として室戸高校をはじめ8校、四万十高校、中村高校西土佐分校、海洋高校、須崎工業高校の造船、梶原高校、追手前高校吾北分校ですがこの制度を活用しております。

全国におきましても特色ある学科において、積極的に他県からの入学を認める制度が活用されております。

25年度、新学科体制におけるマネジメント科は、全国的にも設置されていない学科であること、また商業高校におきましては、114年の伝統と充実した校友会組織を有する関係から、他県に在住する卒業生の子弟や親類等が本県への進学を望んでいること、これまでも例年2～3名の者が他県より入学しており、保護者負担の軽減からも本制度を導入し、活性化を図りたいと考えております。

どのような手続きをするかということにつきましては、資料の4ページをご覧ください。

4ページの入学志願承認の手続き3、提出書類の(2)に、これまでもありましたアイウの後にエといたしまして、「入学日までに高知県内に在住の身元引受人を得ることが確実な場合は、身元引受人承諾書、身元引受人の住民票」を提出書類に加えます。

こうした手続きを経ることで、25年度から身元引受人制度の導入を図りたいと考えております。

なお、お手元の資料5・6ページには全国の同様な状況、5ページには全国の状況、商業高校の入試に関する状況の資料を付けております。

さらに6ページには商業の入試の状況ですとか、一番下には他の都道府県からの志願状況、平成15年からの状況等につきましてお示ししておりますのでご覧いただければと思います。

以上、入学定員、スポーツマネジメント科実技審査の実施、他の都道府県からの入学志願について審議を

よろしくお願いいたします。以上です。

門田委員長

ただいま、高知商業高等学校入学定員及び志願者の選抜について3点ご提議がありましたが、この件について質疑等はございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。

西森委員

身元引受人に期待される役割、あるいは求められる役割といってもよろしいですが、一般にどういったものがあるのでしょうか。

学校教育課長

何より、やはりまだ高等学校の生徒ということですので、子どもが3年間安定した高校生活を送る上での基盤となる生活を保障できること、もうこれに尽きるのではないかと考えております。

当然親許を離れてということになるわけですので、精神面、それから具体的な衣食住に関わりまして、3年間豊かな高校生活を送れる基盤となれるということが一番の要件であると考えております。

西森委員

例えば、具体的に、同居をしなくてはいけないとか、万が一学費が滞った場合に連帯保証しなければいけないとか、万が一なんらか学校の校則違反があった時に、一緒に学校に出向いているいろいろご説明ですとか、お詫びを申し上げるなどの3点についてはどうでしょうか。

学校教育課長

色々な状況がありまして、基本的にはやはり保護者の方ということになるかと思っておりますので、保護者が同伴してという形で対応してもらおうということになるかと思っております。

ただ、例えばタイムラグがあって、早急に対応しなければならない時には、そこでご連絡をさせていただくということもあるかもしれませんが、やはり、今危惧されるような状況があった場合には、保護者の方に対応していただくということになるかと思っております。

松原教育長

保護者の方に対応してもらおうということになるのですか。

要は、高知に保護者がいない訳だから、もう保護者と同等のことをやってもらうために、その制度を作っているのではないかと思います。

門田委員長

同居の必要はないのでしょうか。

学校教育課指導主事

親権者の代行が主になります。原則的には親類等としますが、また、いわゆるクラブの寮の寮長さんであるとかそういった方が想定されると考えております。

松原教育長

例えば不祥事があったとか、処分を受けるというようなことがあったとしても、県外の保護者を呼ぶわけにはいかないの、身元引受人に来てもらって処分を言い渡すとか、そういったことも含めて、保護者と一緒の対応ですね。

西森委員

分かりました。

門田委員長

前期で入学させる定員ですが、100分の80まで入学させることができるので、させない場合もあるということですか。

学校教育課指導主事

80%を上限とするということですので、学校によっては、現在でも50%60%で募集をかけている学校もございます。

松原教育長

商業の場合は、結構人気があるので80は出るとは思いますけれども。

門田委員長

それでしたら人気が出そうなスポーツマネジメント科は、前期でほぼ終わるということですね。

他にはございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終わって採決に移ります。

市教委第13号「平成25年度高知商業高等学校入学定員及び志願者の選抜について」は原案のとおり決することに異議ありませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

異議なしと認めます。よって市教委第13号は原案のとおり決しました。

続きまして日程第3市教委第14号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

社会教育法第15条第1項の規定によりまして、社会教育委員を置くことができるとなっております。本市におきましても、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例及び高知市社会教育委員会議規則に基づき設置しております。

委員の定数は21名以内となっておりますが、現在の定員は18名、その構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者などとなっております。任期につきましては2年です。

今回の委嘱は、委員として委嘱をしておりました2名の方の人事異動並びに所属団体の推薦者の交代に伴うものです。

具体的に申し上げますと、高知新聞社の人事異動により松岡和也さんから堅田正剛さんに、また高知市校長会より新たに推薦がありまして、田村孝文春野中学校校長から、寺田静代城西中学校校長に交代となるものです。

今回委嘱いたします委員の任期は、前委員の残りの任期となりますので、平成24年6月1日から平成25年7月6日までとなります。

なお、委員の男女の比率につきましては、委員18名中6名が女性となっております、男性66.7%、女性33.3%となります。以上です。

門田委員長

ただいまの件について、質疑等はありませんか。

特にないようですので、採決に移ります。

市教委第14号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第14号は原案のとおり決しました。

続きまして日程第4市教委第15号「高知市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務

局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

社会教育法第 29 条第 1 項の規定によりまして、公民館運営審議会を置くことができるとなっております。高知市立公民館条例第 5 条に基づいて設置をしております。委員の定数は 12 名以内となっておりますが、現在の定数は 11 名で、その構成は学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者などとなっております。

任期については 2 年となっております。

今回の委嘱は、委員として委嘱をしておりました 2 名の方の人事異動並びに所属団体の推薦者の交代に伴うものでございます。

具体的に申し上げますと、高知新聞社の中川孝博さんが人事異動によりまして、岡林直裕さんに、また高知市校長会より新たな推薦がありまして山中文恵新堀小学校校長から、片岡忠三江陽小学校校長に交代となるものです。

今回委嘱いたします委員の任期は、前委員の残りの任期となりますので、平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までとなります。

なお、委員の男女の比率につきましては、委員 11 名中 3 名が女性となっておりまして、男性 72.7%、女性が 27.3%となります。以上です。

門田委員長

この件について、質疑等はありませんか。

ないようですので採決に移ります。市教委第 15 号「高知市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 15 号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第 5 市教委第 16 号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

高知市春野文化ホールピアステージ条例第 20 条の規定によりまして、ホールの運営に関する事項について、調査、審議するために審議会をつくるのが義務付けられているものです。

委員の定数は 7 名以内で、その構成は学識経験者、社会教育関係者、芸術・文化の関係者などとなっております、任期は 2 年でございます。

今回の委嘱は平成 24 年 5 月 31 日をもって任期が満了いたしますため新たに委嘱を行うものです。

6 名の方につきましては、再任に同意いただいております、1 名の方が新任となります。

新たに予定しております坂本隆茂さんは、退任されます高橋誠治さんの後任として、地元から推薦を受けたものでございます。

今回委嘱します委員の任期は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までとなります。

なお、男女の比率につきましては、男性 85.7%、女性が 14.3%でございます。

以上でございます。

門田委員長

ただいまの件について、質疑等はありませんか。

山本委員

委員のすべての方が、春野在住の方のみで構成されているようですが、これには何か理由があるのですか。

生涯学習課長

これは合併時の状況を引き継いだままとなっております、中身については確かに全市的にバランスを欠いていると考えておりますが、やめられる方が次の方を推薦することもございまして、現状では地元の方にお願いしている状態でございます。

もう高知市の地域に入っておりますので、機会がありましたら高知市全体から考えていきたいとも考えております。

山本委員

ぜひ、その方向でお願いします。

松原教育長

これは、内部でもその論議があつて、そういう方向で行こうということにはなっております。

門田委員長

他にございませんか。

ないようですので、採決に移ります。

市教委第16号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第16号は原案のとおり決しました。

続きまして日程第6市教委第17号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして説明をさせていただきます。

高知市スポーツ推進審議会につきましては、高知市スポーツ推進審議会条例第1条の規定によりまして、設置することとなっております。

今回の委嘱につきましては、平成24年5月31日、本日でございますが、現委員の任期が満了することに伴うものでございます。

委員の定数につきましては、条例第3条で15名以内と規定されておまして、今回は前回と同様13名の方に委員をお願いしたいと考えております。

構成につきましては、スポーツに関する学識経験者11名、その他学識経験を有する者2名となっております。任期は、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間となっております。

内訳につきましては、13名全員につきまして再任となっております。男女の比率でございますが、委員13名中男性が9名で70%、女性が4名で30%となっております。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

門田委員長

ただいまの件について質疑等はありませんか。

では、採決に移ります。

市教委第17号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 17 号は原案のとおり決しました。

続きまして日程第 7 市教委第 18 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

民権・文化財課長

高知市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、新たに委員を委嘱するものでございます。

高知市文化財保護条例第 47 条におきまして、「教育委員会に高知市文化財保護審議会を置く。審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し教育委員会に建議する。」となっております。同条 49 条において、「任期は 2 年とする。」となっております。本年 5 月 31 日をもちまして任期満了になります。それに伴い名簿のとおり新たな委員を委嘱することとなっております。委員定数は 15 名となっておりますが、従来から 14 名でやっておりますので、今期についても 14 名の委嘱案としております。

再任 10 名、新たに委嘱する方 4 名となっております。

今回辞退される方、ご高齢を理由にされる方、ご家族の介護ということで 4 名の方が固辞されましたので、新たに 4 名の方を委嘱する予定にしております。

委員会につきましては、それぞれ部会を持っておりまして、建造物、美術工芸、古美術を担当する第 1 部会、民俗を担当する第 2 部会、史跡、名勝、天然記念物を担当する第 3 部会ということでそれぞれの専門の方を委嘱するというので今回提案をさせていただきましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

門田委員長

ただいまの件について、質疑等はございませんか。

特にないようですね。それでは質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 18 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第 18 号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項です。

第 433 回市議会臨時会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について、事務局からの説明をお願いいたします。

教育政策課長

5 月 28 日に開催されました臨時議会におきまして議決されました予算外議案につきましてご報告申し上げます。

教育委員会からの意見について教育長専決処分とさせていただきました議案は、高知市立新堀小学校校舎大規模改造工事Ⅱ期の請負契約締結議案の 1 件でございます。お手元の資料を参考にさせていただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

内容は、平成 25 年 4 月のはりまや橋小学校の開校にむけて施設整備を行っております新堀小学校の校舎大規模改造Ⅱ期工事につきまして、新進・トラスト特定建設工事共同企業体と 261,975,000 円で請負契約の締結を行おうとするものでございます。

工事の概要といたしましては、教室等の天井、壁、床改修及びエレベータ、トイレ棟の増築、また外構工事といたしまして、防球ネットの設置や東西南面の塀改修等を行うものでございます。

今後の予定でございますが、本年6月に着工いたしまして、本年12月に完了した後、別途発注を予定しておりますグラウンド整備等の完了をもちまして、25年4月のはりまや橋小学校開校に臨む予定となっております。

以上でございます。

門田委員長

ただいまの件について何か質疑はございますか。

山本委員

今回のこの工事で、全て開校までに工事は終わるのですか。

まだ他に、工事が入る予定なのですか。

教育政策課長補佐

先程課長から説明がありましたが、この後グラウンド等の整備ということで別途発注の工事を行います。

それと後、児童クラブの新築工があります。また、プールの南側に開放用のトイレがありますが、それが老朽化しているということで、それについても発注するように予定しております。

それが終わりましたらすべての工事が完了する予定です。

門田委員長

それは新年度のスタートまでに完了ということですよ。

教育政策課長補佐

はい。

この大規模改造工事につきましては、年内に完成の予定でございます。外構、グラウンド等の整備につきましては2月くらいに完成の予定ですので、年明けの3か月の間に追手前小学校等の備品整理や、引き継ぎ、引っ越しを順次やっていくということで、準備期間を3か月くらいとっております。

門田委員長

新堀と追手前の子どもたちが一緒になるわけですけど、普通教室は特に増築は必要なかったですか。

教育政策課長補佐

教室は15普通教室と3特別支援学級を想定しています。ただ、今の推計では当初入ってこられる児童数で推計すると、普通教室は12クラス、特別支援学級2クラス程度ではないかということで、普通教室につきましては3クラス程度の余裕がございますが、今後の児童数推計を見ますと、児童が増える予定になっております。

西森委員

単純に言うと1学年2クラスということですか。

教育政策課長補佐

大体平均してその程度だと思います。ただ学年ごとの児童数によって構成が違ってきますので、例えば、単学年で4クラスとか3クラスとかいった場合もあるかもしれませんが、大体平均2クラス程度になると想定しております。

松原委員長

新堀に1クラスあって、追手前が1クラスあったから2クラスということではなく、それをトータルして、1学級あたり何名ということで、今でしたら、1・2年が30人学級、3・4年が35人学級で、5・6年が40学級ですので、3・4年で70人、71人になると3学級になるということになる訳です。

西森委員

もっと人数が多いのかと思っていました。

松原教育長

市内の4校については、ドーナツ化現象でどんどん減ってですね、市内の中心部の学校でありながら、複式ということにもなりかねないという懸念があったわけです。

現在は、そういった学校は、特認校という制度を設けて、区外から入ってこられるようなシステムで、一定今のような規模を保っているという状況です。

西森委員

この学校はもう耐震補強は終わっていたのですか。

教育政策課長補佐

耐震化工事につきましては、平成20年度に完了しております。

校舎一棟の学校ですので、耐震化工事は一棟のみ、体育館につきましては新耐震基準で建て替えを行っておりますので、耐震化工事につきましてはすべて完了しております。

門田委員長

エレベータは主にどういうことに活用するのですか。

子どもたちが学校生活で常時使うエレベータではないですね。

教育政策課長補佐

ここにつきましては、4階建てということで給食のリフトを設置しておりました。また、市として、新校を建設する場合あるいは大規模な増改築をする場合には、エレベータを設置するという方針がありますので、それに基づきましてエレベータを設置し、先ほど申し上げましたリフトとしての活用もいたしますし、肢体不自由の児童の移動にも活用します。それから、怪我をした場合、骨折とか、それぞれ教室への移動の際には使用するという形になっていますので、通常は給食のリフト用に使うのが一番多いかと思っております。

西山委員

今回の工事で、特に資材とかそういった面でご苦労された点はなかったですか。工事に当たって資材の調達あるいは、落札より価格が高止まりになったとかそういった傾向はなかったでしょうか。

教育政策課長補佐

契約が仮契約で、この間の5月28日の議会後、翌日に本契約になったと思いますが、まだ請け負われた業者とか公共建築課のほうから、何々の資材の発注がしにくいという話は聞いておりません。

なお、何年か前には、鉄が不足しているということはお聞きしたことがあります。現在そのようなことは聞いておりません。

松原教育長

震災で、材料が向こうに行って、なかなか難しいのではないかと懸念されたこともありましたが、それが今の段階では全然ないということです。

教育政策課長補佐

今のところ聞いておりません。

西山委員

引き渡しが、平成24年12月25日という理解でよろしいですか。

教育政策課長補佐

あくまでも工期が12月2日ですので、そのあと完了検査の日によりますが、25日より早く終わった場合は完了検査も早くなりますので、12月25日以前に引き渡しになる可能性もございます。

門田委員長

他にはありませんか。

ないようですので、以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時40分

署名

委員長

5番委員
